

彦根市教育委員会会議録

会議の日	令和6年3月26日(火)
会議場所	彦根市役所本庁舎5-1会議室、5-2会議室
出席委員等 5人中 5人出席	教育長 西嶋 良年 教育長職務代理者 本田 啓子 委員 小松 照明 委員 永濱 隆 委員 田附 孝子
出席職員 (説明員)	教育部長 前川 学 教育部次長(教育総務課長) 小島 久喜 子ども未来部次長(幼児課長) 前川 昌敏 副参事(博物館副館長、学芸史料課長) 渡辺 恒一 学校教育課長 東野 了賢 学校教育課主幹 井上 崇子 学校ICT推進課長 北川 尚樹 学校支援・人権・いじめ対策課長 小磯 浩司 生涯学習課長 小椋 朋子 生涯学習課主幹 林 宏 博物館管理課長 野村 雅之 教育研究所長 清水 貴博 学校給食センター所長 今井 和宏 図書館長 田中 淑介 図書館主幹 鈴木 康浩 広野教育集会所長 中江 淳展
会議次第	<p>1 開 会 午後1時30分</p> <p>2 議 題 内 容 別添のとおり</p> <p>議案第7号 令和6年度彦根市教育行政方針について (各課)</p> <p>議案第8号 彦根市教育委員会事務局組織規則の一部改正について (教育総務課)</p> <p>議案第9号 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)</p> <p>議案第10号 彦根市教育委員会所管の学校に置く市費支弁職員の職を定める規則の一部改正について (教育総務課)</p> <p>議案第11号 彦根市就学援助規則の一部改正について (学校教育課)</p> <p>議案第12号 彦根市就学援助費給付要綱の一部改正について (学校教育課)</p> <p>議案第13号 彦根市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について (学校教育課)</p> <p>議案第14号 彦根市特別支援教育推進委員会規則の一部改正について (学校支援・人権・いじめ対策課)</p> <p>議案第15号 彦根市立小中学校における医療的ケア事業実施要綱の制定について (学校支援・人権・いじめ対策課)</p> <p>議案第16号 彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正について (図書館)</p> <p>3 その他 内 容 別添のとおり</p> <p>4 閉 会 午後3時27分</p>

1 開 会

教育長 ただ今から教育委員会会議を開会します。

本日提案している議題は、10件です。

本日の議事の進行につきましては、「教育長報告」のあと、2件の報告事項を説明させていただきます。その後、議案第7号の審議をいただき、順番が前後しますが、図書館の組織改編に関連する議案第16号、議案第8号および議案第9号の審議をいただき、その後、議案第10号から議案15号までの審議をいただきます。その後、「各所属の取組事項について」の質疑を行い、「その他」で教育委員会の所管事項について、委員からのご質問をいただきます。

本日の議事進行につきまして、ご異議はありませんか。

各委員 なし

教育長 それでは、まず私から「教育長報告」をさせていただきます。

2月26日月曜日ですが、2月市議会が開会しました。自席で傍聴させていただきました。

彦根市通学区域審議会を午後から本庁で開催し、出席をしました。議題、テーマについては、「これからの学校教育のあり方について～学校規模適正化検討～」ということで、説明をさせていただきました。

2月27日火曜日、教育委員会協議会を行い、教育委員の皆様に出席をいただきました。

3月4日月曜日、市議会の個人質問が3月6日水曜日までの日程でありましたので、出席をして、答弁をさせていただきました。

3月7日木曜日、彦根市社会教育委員の会議の今年度「報告書」を受領いたしました。その際に、令和5年度社会教育功労者表彰を、森委員長さんが受けられましたので、表彰伝達式を行いました。

3月12日火曜日、中学校卒業証書授与式が市内7中学校でありましたので、教育委員の皆様と市教委の幹部で出席をさせていただきました。私は、鳥居本中学校の卒業式に参加をさせていただきました。

3月13日水曜日、予算常任委員会が開かれまして、出席をさせていただきました。

3月15日金曜日、福祉病院教育常任委員会が開かれましたので、出席をさせていただきました。

3月19日火曜日ですが、本会議が開かれ、追加議案が上程されましたので、自席にて傍聴させていただきました。その後、予算常任委員会が開かれましたので、出席をさせていただ

きました。午後から、令和5年度末教職員人事異動内示の一般内示がありました。

3月21日木曜日、教育委員会協議会を開催し、教育委員の皆様に出席をいただきました。

3月22日金曜日、令和5年度末市職員人事異動の内示がありました。午後から、令和5年度末教職員人事異動内示、管理職内示がありました。それから、教育研究所の研究奨励賞授与式が本庁でありましたので、出席をさせていただきました。

3月25日月曜日、市議会が閉会となり、自席で傍聴をさせていただきました。

3月26日火曜日、3月の教育委員会会議となっています。

報告は以上です。何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

各委員 なし

2 前回会議録の承認

3 報告事項

教育長 次第3「報告事項」に入らせていただきます。

「令和6年2月市議会定例会について」報告をお願いします。

教育部次長から報告がありました。

本田職務代理者 安澤議員からの質問に、児童生徒の学習環境の変化についてという項目があり、学校の裁量時間が生まれ、これまで以上に学校や児童生徒、地域の状況に応じた学校教育活動が展開できるというような答弁をされています。今まで以上に、地域の特色とか、その学校の子どもたちの実態とか、一人一人に応じることがよりできるようになると答弁されているのかなと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

学校教育課長 現在も学校の教育活動は、学校あるいは児童生徒の実情に合わせて、学校の独自性を生かした活動を展開しています。今回、安澤議員が質問されたことは、文部科学省の中の一部の委員会で議論していこうという段階に入っているところで、まだ決定ではない状況です。その推移を見ていく中で、これまで以上にそういうことも含めて検討していく必要があると回答しています。

本田職務代理者 目まぐるしく答申とかも変わっていくので、「そういう意味でこうなったのが、またこうなっているな。」とか、戸惑うような内容だったりするので、注視していかななくてはならないと思います。現場の先生方が面食らうような内容があるのですが、そういう時間が確保

できることはよいのではないかと思います。もう1つ中学校の方で、全員受験するというところで選抜時期が一本化されて、学力検査の全員受験は画期的なことだと私は感じていたのですが、これまでの課題を踏まえての改正ということによろしいのですか。

学校教育課長 これまで課題とされていたことを整理して、新たな入試制度を整えると取り組まれており、その中の注目すべきポイントは、学力検査の全員受験というのがこれまでとは違う大きな転換と思っています。加えて、選抜時期の一本化というのが、子どもたちにとっては大きな変更かと思っています。

教育長 次に「令和5年度小中学校卒業児童生徒数について」説明をお願いします。

学校教育課長から報告がありました。

4 議題

議案第7号 令和6年度彦根市教育行政方針について

教育部次長(教育総務課長)、学校教育課長、学校支援・人権・いじめ対策課長、生涯学習課長、学校ICT推進課長、彦根城博物館学芸史料課長、教育研究所長、学校給食センター所長、図書館長、幼児課長から説明がありました。

小松委員 全体に関わることなので、教育部長にお聞きしたいと思います。この教育行政方針の第1回目の協議としては2月8日にやっています。今回のこの内容は、2月8日に協議した案がそのまま出ているのかなと思うのですが、先月2月22日に予算(案)が決定しました。最終それによると、各課とも予定していた予算が認められないところもあったと感じています。それによって、教育行政方針がこの1ヶ月の間に予算の部分で何か変更することがあったのか、その辺りをお聞きしたいです。

教育部長 当初予算は最終的に査定が行われて、こちらの要求が全部通っているわけではありませんが、ここに示したのはビジョンが主なもので、大きく全体の流れが変わるものではありません。一部予算化されていない部分については、例えば、図書館に関しては「予定」と書いてあるところですが、大規模改修の予定はこれから補正予算で予算化していくことになっていまして、予算の確保は順次続けていきます。また、一部中止、廃止になった事業もありますが、そのあたりは最初から記載していない部分もありますので、当初部分から変更なしとして進めています。

本田職務代理者 この教育行政方針は、このままホームページに上がるのですか。それなら、69ページの学校教育課の真ん中の、「地域人材による登録有形文化財での茶の湯体験」の部分が読めるのですが、文字が少し切れています。それから、79ページの幼児課の上の写真も同じように「思考力と共同性が育まれる砂遊び」の部分が読めるのですが、文字が少し切れています。もう1つ、表紙の(仮称)図書館中部館イメージ図について、次のページで表紙写真の説明が書いてあるのですが、でき上がるのはもっと後ですよ。それなら、例えば完成予定とか入れた方がよいのではないですか。

教育部次長 ご指摘いただいた写真の部分につきましては、文字が切れないような形に修正します。表紙の図書館中部館につきましては、外観イメージ図ということであくまで現時点のイメージということで書いていますので、できたらこのままの内容でいきたいと思います。

本田職務代理者 令和6年度から7年度に実際の設計を行って、その後工事をして、完成となるまで長い時間がかかります。大体の完成予定とかがわかっていたら、こんなイメージですよと説明するのがよいのかなと思います。

教育部次長 表紙の裏に書かせていただくか、教育行政方針の中の図書館のページで完成予定と書かせていただくか、検討をさせていただきます。

議案第7号は原案のとおり承認されました。

議案第16号 彦根市立図書館の設置および管理に関する条例施行規則の一部改正について

図書館 主幹から説明がありました。

議案第16号は原案のとおり承認されました。

議案第8号 彦根市教育委員会事務局組織規則の一部改正について

教育総務課長から説明がありました。

議案第8号は原案のとおり承認されました。

議案第9号 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部改正について

教育総務課長から説明がありました。

議案9号は原案のとおり承認されました。

議案第 10 号 彦根市教育委員会所管の学校に置く市費支弁職員の職を定める規則の一部改正について

教育総務課長から説明がありました。

小松委員 従来から、定年退職された方が幼稚園の方に勤務されているということはあったと思うのですが、その時もこの副主任教諭とか副主務とか、そういう役職はなかったのですか。校長先生が辞められた後に幼稚園に行かれたという事例はありますよね。その時の扱いは、今回のこの扱いではなかったのですか。その辺の違いがわかりません。

教育総務課長 地方公務員法の改正により、令和 5 年度から定年延長が順次導入されています。その流れの中で、来年度から 60 歳を上限として管理監督職上限年齢が導入され、60 歳を超えた方は管理監督職につけないという制度に変わります。その制度改正に伴い今回提案したもので、管理職だった方はその職から降りていただくという制度改正になりますので、これまでの退職者の方が延長して雇用される制度とは別のものです。

田附委員 今回の制度改正で、役職というか実際にはどのような仕事をされるのですか。

幼児課長 今年度それに該当する園長が 3 名いまして、3 名はフルタイムでは働かず、パートタイムという形で 1 日 5.75 時間勤務になります。クラス担任はできませんので、4 月から予定しているのは、研修休暇代替職員という位置付けです。いわゆる幼稚園の正規職員はクラス数分しか配置されていませんので、平日に、例えば子どもさんの参観であるとか、学校行事で休むとかがなかなかできない状況にありましたが、今後は、しっかり休みを取ったり、リフレッシュ目的で休みを取る日に、代わりにクラス担任を 1 日してもらうことを考えています。保育経験 30 年、40 年経験した園長ですので、安心して任せられるということがあるのと、あとは、現場では若手の指導とか、園長や主任が指導するのにうまくいかない園とか、いろいろな課題を抱えていますので、園長や主任をサポートする役割、または園長と若手の職員の間に入り、そこのつなぎ役を担うという意味合いでも、この 3 名についてはそういう役割をしっかり担って欲しいということを幼児課から伝えさせてもらって、4 月から頑張ってもらおう予定をしています。

議案 10 号は原案のとおり承認されました。

議案第 11 号 彦根市就学援助規則の一部改正について

学校教育課長から説明がありました。

議案 11 号は原案のとおり承認されました。

議案第 12 号 彦根市就学援助費給付要綱の一部改正について

学校教育課長から説明がありました。

小松委員 今、説明された中で、修学旅行とか体育実技用具、医療費は除くと言われたと思いますが、それは就学援助の対象にはならないということですか。

学校教育課長 医療費については、医療費助成の対象年齢を市全体で引き上げていくこととなりますので、全世帯が無償化になり省いたというものです。加えて、体育実技用具費は新旧対照表 148 ページを見ていただけるとわかりますが、以前はスキー実習等をしていたり、柔道、剣道等で実習用具を保護者に買ってもらったりしていた経緯があり、その実習用具費の負担を就学援助で賄ってきたというのがあります。各学校に問い合わせましたところ、そういった実習費について、学校から貸し出して対応していることがわかりましたので、これについても実態に即した形になっています。それから、修学旅行についてなくすわけではありません。校外学習について、その規定の回数を記載したものです。いずれも、学校の実態、現状に即した形にしたものです。

小松委員 ということは、それによって保護者の方から苦情というか、今までと違うことで問題は起こらないという認識ですか。

学校教育課長 申請手続きが変わる点も大きな変更です。今までは、紙に書かれたものを学校事務室に提出してもらって、それを学校からもらって、教育委員会で算定して、また学校を通じて保護者に返してもらっていました。窓口に来られない保護者、学校が空いている時間帯に来なければならない保護者にとっては、就労の関係で難しいという保護者がおられましたので、そういう方が市役所に直接来ていただくことが可能になります。加えて、電子申請システムなら、自分の都合によりしていただけるので、浸透すれば、かなりご理解いただけるものと思っています。しかし、導入年度の令和 6 年度については、丁寧な説明が必要であり、ご理解いただくのに時間がかかると考えています。

議案 12 号は原案のとおり承認されました。

議案第 13 号 彦根市特別支援教育就学奨励費給付要綱の一部改正について

学校教育課長から説明がありました。

議案 13 号は原案のとおり承認されました。

議案第 14 号 彦根市特別支援教育推進委員会規則の一部改正について

学校支援・人権・いじめ対策課長から説明がありました。

小松委員 現状の人数は、50 人ギリギリで運営されているのですか。もう 1 つは、委員を構成されているのは学識経験者とあるのですが、ほとんどが先生だと思います。その中で学校の先生の占める割合はどれぐらいあるのですか。先生の負担面から考えて、その構成を教えてくださいませんか。

学校支援・人権・いじめ対策課長 今年度の委員は 49 名で構成しています。そのうち、県内の県立特別支援学校の先生方に、盲学校から 2 名、養護学校から 8 名参加、協力いただいています。また、各学校、園の教員は合わせて 28 名の協力をいただいているところです。

議案 14 号は原案のとおり承認されました。

議案第 15 号 彦根市立小中学校における医療的ケア事業実施要綱の制定について

学校支援・人権・いじめ対策課長から説明がありました。

永瀆委員 保護者の責務ということが出てきましたが、具体的にはどういうことですか。

学校支援・人権・いじめ対策課長 185 ページのところに保護者の責務として第 11 条に規定しています。そこに 6 項目記載しており、これに基づき保護者と相談をしながら、一緒に進めていくことになっています。

永瀆委員 ここには物質的なこととか、事務的なことが記載してあります。第 9 条にも記載してあるのですが、緊急の事態が起こった時の急な呼び出しに応じるとか、そういうところも利用する保護者にしっかりわかるように、この文章だけで終わりではなく具体的に提示して、わかりやすく説明してもらえるとありがたいです。

学校支援・人権・いじめ対策課長 現在も医療的ケアを必要とする子ども、保護者には、教育委員会の指導主事も入って、学校と一緒にケアについての相談等もしているところですが、この体制については変わりません。そこで文書等のやりとりをしながら、言った、言わないという形にならないよう確実なものにしていくために要綱の制定に至ったところです。丁寧な説明をしていくことには変わりはありません。

議案 15 号は原案のとおり承認されました。

5 各所属の取組事項について

永瀆委員 彦根市通学区域審議会で学校統廃合の説明をされたということですが、それ以外に具体的な何か討論であるとか、意見をいただいたことがあれば教えて欲しいです。

教育総務課長 2月26日に開催した通学区域審議会においては、総合教育会議でも協議いただいた学校規模適正化検討の資料に基づき、委員に説明をしました。今後、適正化計画を進めていく上で、統廃合するとなった時に通学区域審議会を開催することになるので、今回、あらかじめ審議会委員に情報提供をしました。意見としては、やはり地域からこういった統廃合について意見をまとめていく方が進めやすいというものがありました。

永瀆委員 地域からまとめていく方が進めやすいのはそうだと思うのですが、なかなかそこが難しい。どういう手段で、どなたに手を挙げてもらって、どう地域から進めてもらうのか、一番の課題だと思います。それぞれの地域によっていろんな性質があると思うので、市から地域に説明していく体制を整えてもらうことを要請しておきたいです。

田附委員 意見ではないのですが、3月2日に稲枝地区公民館で子どもまつりというのをされまして、その日ちょうどそこへお手伝いがてら参加しました。公民館の取組ですが、各団体、いろいろな団体が協力して、乳幼児から小学生までを招待して、中学生から高齢者までいろいろな方が関わりながら取組をされていて、すごくよい交流ができていたと感じました。中学生も3年生でもう受験が終わっている子がビンゴゲームの進行をしたりとか、部活によってはフルーツ飴を作ってみんなに配るとか、中学生は中学生なりに参加しましたし、高齢者はお餅を作ったりしてそこで生徒が手伝ったりとか、乳幼児から高齢者までが交流できて、よい取組だと思いましたので報告させていただきます。

生涯学習課長 稲枝地区公民館の子どもまつりについては、情報提供をしてもらっていますし、稲枝地区公民館のホームページにも紹介されていますので、私も拝見しています。公民館は、社会教育、生涯学習の拠点ということでもっと活動が充実するように各館がいろいろ工夫して取組をされていると思います。その中で特に力を入れているのが、高齢の方の利用が多いという館の特徴がありますので、できる限り子どもたちが公民館に出向いてもらえるような仕掛けを全館が取り組んでいて、その部分を意識して事業展開できているのではないかと思います。今後も、この紹介も含めてそういった取組が広がっていくように努めていきたいと思っています。

小松委員 社会教育委員の会議の報告書を後ろにつけてもらっています。私も以前森先生と一緒に「ひこふぁみ」の活動であるとか、いろいろな企業との連携という形で参加していました。いろいろな活動をされているという感想を持ったのですが、こういう活動というのはマンネリ化をなかなか避けて通れないという感じがします。今の生涯学習課長から見て、この社会教育委員の活動の課題というか、テーマとしては同じテーマがずっと続いているという感じがするのですが、その辺りの課題を感じていたら教えて欲しいです。同じテーマの中でもそのやり方を変えてやっているとか、いろいろな仕掛けはやられていると思うのですが。社会教育活動で今の大きな課題というのは何か、というのがあれば教えて欲しいです。

生涯学習課長 社会教育委員の活動としては、委員の任期が2年となっていますので、2年で1つのテーマを掲げてそれぞれ調査研究をして、このような形で報告書にまとめたりとか、提言をしていただいたりとか、という活動をしてもらっています。課題としては、これは本市だけではないのですが、社会教育委員のなり手がいないということです。各種社会教育団体、関係団体からご推薦をいただいた方に社会教育委員をお願いしています。その他学識経験者の方とかで構成しているのですが、そもそも社会教育関係団体自体の活動、その団体そのものが弱小化しているというような状況もありますので、そういった団体の活動がなくなっていると感じています。その中で社会教育委員については、社会教育法に定められた社会教育委員個人での活動ができるというような性格もありますので、森委員長もよくおっしゃるのですが、行動する社会教育委員を目指しておられまして、それぞれがそれぞれのできることを自分たちで行動していこうということをよく呼びかけられていますので、なかなか大きな数でのまとまりが難しくなっている現状ですが、少ない中でもそれぞれの活動というのは、できるところから自分たちの視点で活動されていくことが大事になってくるかなと思っています。ちなみに、令和6年度については委員の改選時期ですので、また来年度の教育委員会会議で委員委嘱についてお願いをすることになります。来年度コミュニティスクールがすべての小中学校に導入されるということで、そのコミュニティスクールを社会教育委員として、地域からどのように支えていけるのかというようなところを調査研究していこうというのが、今のところの案です。企業や地域が関わったり、あるいは家庭というところでコミュニティスクールに関わっていくことになりますので、そういった社会教育の方からのアプローチをどうしていくのかということについて進めていこうと、現在話し合われているところ

6 その他

委員 なし

教育長 以上で本日の会議を閉会します。

4月の会議は、4月25日木曜日、午後1時30分から本庁舎5階5-1、5-2会議室で開催します。皆さんお疲れ様でした。